

職場内で回覧をお願いいたします

全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ

協会けんぽ

ちば



千葉支部健康保険委員広報紙
平成30年9月発行

第35号

■目次

第19回健康保険委員研修会を
開催しました

病気やケガで会社を休んだ時・・・
傷病手当金が受けられます

皆さまの取組で保険料率が変わる！
インセンティブ（報奨金）制度をご存知ですか？

年に一度の健診！正しく理解して、正しく役立てましょう！！
“尿たんぱく”について知ろう！の巻

●●第19回 健康保険委員研修会を開催しました●●

平成30年9月10日（月）木更津商工会議所、14日（金）千葉市文化センター、20日（木）船橋市勤労市民センターにて、第19回健康保険委員研修会を開催しました。
次回の研修会は平成31年3月頃を予定しています。皆さまのご参加をお待ちしております。

＜＜研修会内容＞＞

- ◆高額療養費と限度額適用認定証について
- ◆メンタルヘルスについて
- ◆肝炎ウイルス検査について

資料はホームページに掲載しています！

協会けんぽ千葉 検索

- トップページ
- 健康保険委員
- 健康保険委員研修会開催状況および研修会資料

お忙しい中、多くの方に
ご参加いただき
ありがとうございました！



＜千葉会場の様子＞



＜木更津会場の様子＞

病気やケガで会社を休んだ時… 傷病手当金 が受けられます

傷病手当金とは？

被保険者が病気やケガで仕事を休み、その間の給与を受けられないときの生活の保障です。

支給条件 下記①～④の条件をすべて満たしたときに支給されます。

① 仕事とは関係ない病気やケガの療養のための休業であること。

◆ 業務災害・通勤途上のケガについては、労災保険へご請求ください。

② それまで就いていた仕事に就くことができないこと。

◆ 担当医師の意見等をもとに判断されます。

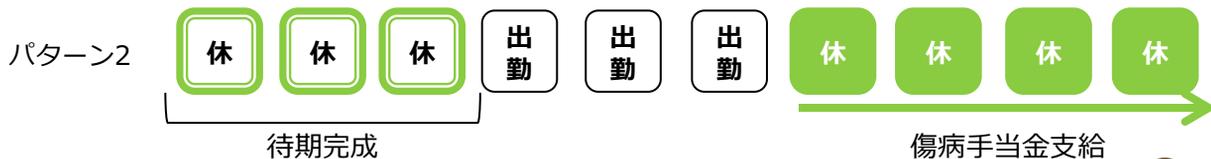
③ 4日以上仕事に就けなかったこと。
(連続する3日間の休業を含む)

◆ 病気やけがで療養のために連続して3日間仕事を休んだ後(待期期間)、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。

④ 休業した期間について給与の支払いがないこと。

◆ 給与が支払われている場合は、傷病手当金は支給されません。
(ただし、休んだ期間について支払われている給与の日額が傷病手当金の日額より少ない場合は、差額が支給されます。)

連続する3日間の休業(待期期間)が完成するイメージ図



ポイント

待期期間には、有給休暇、公休日(土日・祝日)を含みます。



支給される期間

同一の傷病について、支給開始した日から最長1年6ヶ月の間で、支給要件を満たした期間について支給されます。

「イメージ」



退職などで資格喪失した後の支給について

下記の条件をすべて満たす場合のみ、資格喪失後も引き続き支給を受けることができます。

① 退職日までに、1年以上継続して健康保険の被保険者であること。

② 退職日の前日までに連続して3日以上休業し、退職日も休業していること。

③ 失業給付等を受けていないこと。

(失業給付は働くことができる方に対して支給されるため、傷病手当金との併給は不可となります。)

④ 同一の傷病により、退職後も引き続き療養のために労務不能であること。

⑤ 労務不能期間が継続していること。(退職後は、断続しての受給はできません。)

【傷病手当金に関するお問い合わせ先】 業務グループ：043-308-0523

皆さまの取組で
保険料率が変わる！

インセンティブ(報奨金)制度をご存知ですか？

インセンティブ(報奨金)制度とは

協会けんぽの加入者および事業主の皆さまの取組に応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、それを「健康保険料率」に反映させるという制度です。(平成30年度の取組結果は、平成32年度の保険料率に反映されます)

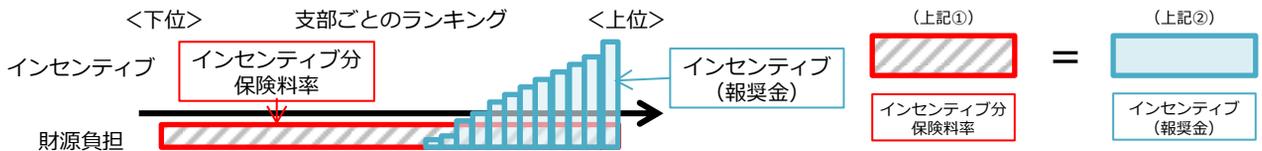
- ① 制度の財源となる保険料率として、全支部の保険料率の中に、新たに0.01% (※1) を盛り込みます。
- ② 評価指標に基づき全支部をランキングづけし、上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じたインセンティブ(報奨金)によって保険料率(※2)を引き下げます。

※1 この0.01%については以下の通り3年間で段階的に導入します。

平成30年度(平成32年度保険料率) : 0.004%
平成31年度(平成33年度保険料率) : 0.007%
平成32年度(平成34年度保険料率) : 0.01%

※2 インセンティブ制度では、全支部一律の保険料率である後期高齢者への支援金に係る保険料率にインセンティブ(報奨金)を反映する仕組みとしています。

《インセンティブ(報奨金)制度のイメージ図》



《評価項目》

- ① 特定健診等の実施率
 - ・ 協会けんぽの生活習慣病予防健診(従業員)、特定健診(家族)の受診をお願いします。
 - ・ 労働安全衛生法に基づく定期健診を実施している事業所様は、協会けんぽ加入者の方(40歳以上)の当該結果のご提供をお願いします。
 - 【参考】H28 千葉支部偏差値: 35(全国順位: 46位/47位)
- ② 特定保健指導の実施率
 - ・ 健診結果で生活改善が必要と判定された方は、特定保健指導のご利用、受け入れをお願いします。
 - 【参考】H28 千葉支部偏差値: 51(全国順位: 22位/47位)
- ③ 特定保健指導対象者の減少率
 - ・ 特定保健指導の対象者とならないように、普段から健康的な生活習慣を心がけましょう。
 - 【参考】H28 千葉支部偏差値: 54(全国順位: 17位/47位)
- ④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率
 - ・ 生活習慣病予防健診の結果、血圧または血糖値の項目で「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた方には、協会けんぽから医療機関への受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関への受診をお願いします。
 - 【参考】H28 千葉支部偏差値: 47(全国順位: 30位/47位)
- ⑤ 後発医薬品の使用割合
 - ・ 薬局でお薬を受け取る際は積極的に「ジェネリック医薬品」をご選択ください。
 - 【参考】H28 千葉支部偏差値: 48(全国順位: 33位/47位)

※ 参考については、平成28年度実績をもとにしたシミュレーション結果であり、保険料率に影響するものではありません。

【参考】H28 千葉支部総得点: 235(全国順位: 38位/47位)

“尿たんぱく について知ろう！”の巻

尿からたんぱく質が出るってどういう状態なのでしょう。



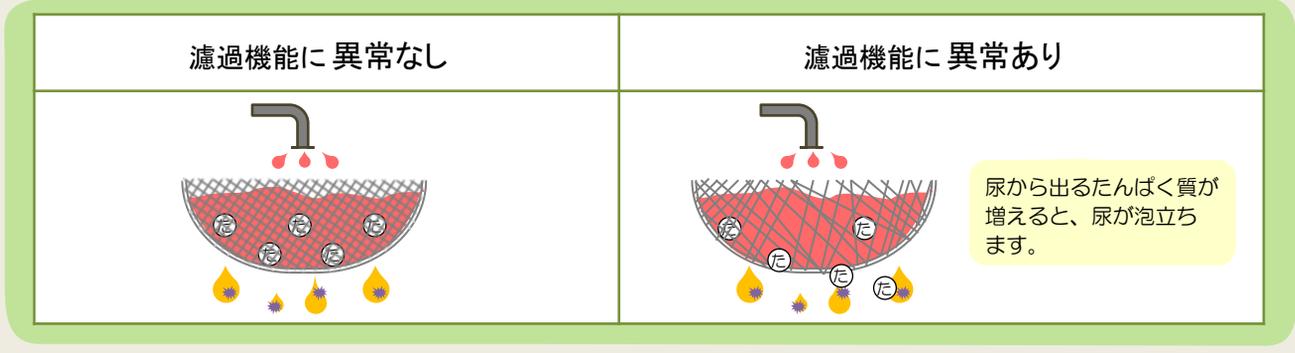
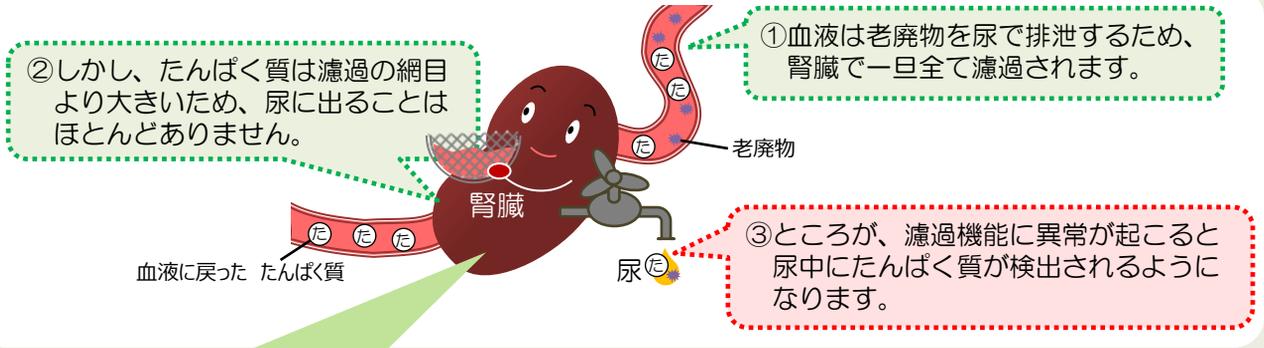
先生、尿検査で尿たんぱくが陽性（+）って出ました。毎年陽性（+）だけど、何も困ってないから別にいいでしょ？

いいえ、自覚症状が出てからでは、手遅れになりかねません。尿たんぱくは腎機能を調べる検査の一つです。**腎機能が低下している可能性**があります。



尿たんぱくって何？

尿たんぱくとは、血液中のたんぱく質が尿中に漏れ出てきたものです。腎機能障害が疑われます。



基準値	異常なし	軽度異常	医療機関へ	
			要経過観察・生活改善	要治療・要精密検査
尿たんぱく	陰性(-)	弱陽性(±)	陽性(+)	陽性(++)以上

【腎機能障害のここが怖い】

- ・自覚症状が現れにくい（例：むくみ、倦怠感等）
- ・一度機能が低下すると、もとに戻りにくい臓器
- ・高血圧や糖尿病は、腎機能低下を加速させる
- ・末期腎不全になると透析治療が必要な状況になる

協会けんぽでは、陽性（+）以上に加えて、血圧または血糖の値が高い方に、医療機関への受診勧奨通知をお送りしています。

千葉支部管理栄養士 蛭川 絢美

《編集後記》

7月、8月と非常に暑い日が続きましたが、9月に入りだんだんと秋めいてきましたね。暑さが苦手な筆者としては嬉しい日々を送っています。

9月の健康保険委員研修会では、メンタルヘルスについて講演を行いました。仕事のためだけでなく、自分のプライベートを充実させるためにも、体だけでなく心も健康に！を意識していこうと思います。食欲の秋ではありますが、心身の健康に十分お気を付けください。

最後までお読みいただきありがとうございました。次回は平成30年12月頃に発行の予定です！

【発行元】

全国健康保険協会千葉支部 企画総務グループ
〒260-8645

千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル9階
TEL：043-308-0522
FAX：043-308-0633